

第二種動物取扱業者の皆さま

譲渡しの場合の帳簿作成・保管について

～法律で義務付けられています～

令和元年に「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）が改正され、令和2年6月1日から第二種動物取扱業者にも犬・猫の譲渡しを行う者に対して、帳簿の作成及び5年間の保管が義務付けられています。

帳簿作成時に記載しなければならない項目

- ① 品種等
- ② 繁殖者名等
- ③ 生年月日
※不明の場合は推定生年月日
- ④ 所有日
- ⑤ 入手先
- ⑥ 譲渡し日
- ⑦ 譲渡し先
- ⑧ 情報提供の実施状況
- ⑨ 死亡した場合には死亡日
- ⑩ 死亡した場合には死亡原因

紙による帳簿作成だけでなく、パソコンなどの電磁的な方法での作成も認められています。

